

## 住民税に関する証明について

本人又は同一世帯のご家族以外の方が申請するときは、承諾書又は委任状が必要です。

住民税に関する証明	証明の内容	用途例	交付手数料
所得額・課税額証明書	課税年度の前年分(1月～12月)の所得額と課税年度の市民税・県民税の課税額を証明するものです。	児童手当申請、年金受給判定、扶養認定、奨学金認定、公営住宅入居申請時等	1通400円
所得額証明書	課税年度の前年分(1月～12月)の所得額を証明するものです。	金融機関からの融資申請時等	1通400円

※「市民税非課税証明書」が必要な方は、「所得額・課税額証明書」を請求願います。  
(証明書中“「課税額 0円」＝非課税”という証明内容となります。)